

議員提出議案第7号

琴浦町議会基本条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成28年6月17日 提出

提出者	琴浦町議会議員	藤本則明
賛成者	同	新藤登子
	同	青亀壽宏
	同	小椋正和
	同	高塚勝治
	同	桑本賢治

平成28年 月 日

琴浦町議会議長 手嶋正巳

平成28年琴浦町条例第 号

琴浦町議会基本条例の一部を改正する条例

琴浦町議会基本条例(平成24年琴浦町条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任意的議決事件)</p> <p>第14条 代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点から、議会の議決を必要とする事項を、次のとおり定めるものとする。</p> <p>(1) <u>町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合計画</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(任意的議決事件)</p> <p>第14条 代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点から、議会の議決を必要とする事項を、次のとおり定めるものとする。</p> <p>(1) <u>総合計画の基本構想及び基本計画</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。